

2 循 環 第 1 9 6 号

令 和 2 年 4 月 2 7 日

各 位

愛 知 県 環 境 局 長

(公 印 省 略)

高濃度 P C B 廃棄物の期限内の処分について (通知)

日頃は、本県の環境行政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

ポリ塩化ビフェニル (P C B) を使用した変圧器、コンデンサー、安定器等の P C B 廃棄物は、使用製品も含め、処分期間内に処理することが義務付けられています。

とりわけ、**高濃度 P C B 廃棄物**については、**安定器**が **2021 年 3 月 31 日まで**、**変圧器・コンデンサー**が **2022 年 3 月 31 日まで**に中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (ジ ェ ス コ) へ**処分を委託しなければならない**ことが法律で定められており、これを過ぎると施設が解体されることから、実質的に処分することができなくなります。

つきましては、高濃度 P C B 廃棄物を上記期限までに確実に処分を委託するよう、また、期限を過ぎて発見されることのないよう貴団体所属事業者への周知について御配慮ください。

愛知県ウェブページ

: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan-kansi/pcb-index02.html>

担 当 資源循環推進課

廃棄物監視指導室指導グループ

電 話 052-954-6237(ダイヤル)

電子メール junkan@pref.aichi.lg.jp